

# 訪問入浴 利用料金表

令和4年10月1日 現在

## ■ 訪問入浴サービス

利用者の要介護度と利用料金		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① サービス基本料金		852 円	1,260 円				
② サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		44 円					
自己負担額 (1回)	1割負担	896 円	1,304 円				
	2割負担	1,792 円	2,608 円				
	3割負担	2,688 円	3,912 円				

※訪問時の利用者の心身の状況から全身入浴が困難で清拭又は部分入浴を実施した場合、基本料金の90%を算定します。

## ■ 加算料金 (介護給付対象)

加算項目の種類	摘 要	
初回加算	200円/月	新規利用者の居宅を訪問し、訪問入浴介護の利用に関する調整を行なった上で、利用者に対して初回の訪問入浴介護を行なうことに加算されます。 (1割：200円、2割：400円、3割：600円)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	44円	指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合。又は、勤続10年以上介護福祉士が25%以上に加算されます。(1割：44円、2割：88円、3割：132円)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の5.8%	介護職員の賃金改善及び資質向上のための計画を策定し、市区町村長に届出を行うとともに、当該計画に基づき適切な措置を講じ実施した場合に加算されます。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の2.1%	加算の算定額に相当する介護職員等の賃金改善と、上記処遇改善加算を算定し、職場環境等要件について「資質の向上」「労働環境・処遇改善」「その他」の区分でそれぞれ1つ以上取り組む場合に加算されます。
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の1.1%	介護職員処遇改善加算を取得し、賃上げ効果の継続に資するよう、賃金改善の合計額の2/3以上が介護職員等のベースアップ等に使用することで加算されます。